

介護サービス関係 Q&A集(廿日市市版)

連番	受付日	サービス種別	表題	質問	回答
1	H31.4.10	居宅介護支援	サービス担当者会議の開催について	訪問リハビリから訪問看護のリハビリに変更した際に、軽微な変更になるのか。	訪問リハビリから訪問看護へのサービス種別の変更となるため、軽微な変更とはなりません。サービス担当者会議を含めた一連の手順が必要となります。
2	H31.4.10	地域密着型通所介護	人員配置と出勤について	生活相談員又は介護職員のうち1名以上を常勤で配置しているが、休暇等の関係で非常勤職員のみが出勤する日があっても良いのか。	「生活相談員又は介護職員のうち1名以上を常勤で配置すること」というのは人員配置に関する基準であり、毎日欠かさず常勤の生活相談員又は介護職員が出勤することまでを定めているわけではありません。
3	H31.4.22	通所リハビリテーション	医療保険と介護保険の併用について	医療保険の通所リハと介護保険の通所リハは併用可能か。 例：週1回火曜に医療リハビリ、週1回金曜に介護リハビリ	併用することはできません。
4	H31.4.22	通所リハビリテーション	医療保険と介護保険の併用について	医療リハビリを行う人と介護リハビリを行う人を一緒に送迎することは可能か。	通所リハビリテーションの報酬には送迎分が含まれており、介護保険以外の利用者を同乗させることは好ましくありません。
5	R1.5.10	認知症対応型通所介護	従業員の配置(兼務)について	認知症対応型通所介護事業所と通所介護事業所の両方で介護職員が勤務することは可能か。	可能ですが、両方の事業所を行き来し、両方で勤務中とすることは認められませんので、勤務時間及び勤務場所を明確に区分してください。
6	R1.5.10	認知症対応型通所介護	送迎について	認知症対応型通所介護事業所の利用者と、併設の通所介護事業所の利用者を混合し送迎することは可能か。	可能です。認知症の方に対しては個別的な配慮を行っていただくようお願いします。
7	R1.5.10	地域密着型通所介護	従業員の兼務について	管理者が機能訓練指導員を兼務することは可能か。	兼務は可能です。 ただし、個別機能訓練加算Ⅰを算定する場合は、管理者との兼務は認められません。なぜなら、個別機能訓練加算Ⅰについては、サービス提供時間を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等の配置が必要であり、管理者が当該機能訓練指導員の職務を兼務すると、サービス提供時間中の利用者申込みの対応、事故や苦情処理対応等の事業実施の一元的な管理ができなくなり、管理業務に支障があると考えられるためです。
8	R1.5.10	地域密着型通所介護	生活機能向上連携加算について	生活機能向上連携加算に係る業務についての委託契約は、事業所単位ではなく個人の理学療法士と締結して良いか。	生活機能向上連携加算については、加算の趣旨から、理学療法士等との個人契約は認められません。指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設と委託契約を行ってください。
9	R1.5.27	居宅介護支援	従業員の兼務について	居宅介護支援事業所の管理者について ①介護支援専門員との兼務は認められるか。 ②併設の訪問看護事業所の看護職員との兼務は認められるか。 ③併設の訪問看護事業所の管理者と介護支援専門員の兼務は認められるか。	①認められます。ただし、居宅介護支援事業所の管理者は、営業時間中は常に利用者からの利用申込み等に対応できる体制を整えておく必要があるため、介護支援専門員としての業務のため不在になる場合でも、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制を整えておく必要があります。 ②原則として認められません。 ③認められません。
10	R1.6.11	居宅介護支援	みなし2号から第1号被保険者への変更について	みなし2号の被保護者(生活保護受給者)が、65歳の誕生日を迎え、介護保険併用の生活保護受給者となった場合の請求方法は。	利用者が第1号被保険者となる日(誕生日の前日)から、介護保険の利用が開始されます。みなし2号の被保護者が、月の途中で第1号被保険者となる場合、その前後で各々サービス利用があれば、「H」から始まる被保険者番号と数字から始まる被保険者番号でそれぞれ請求を行ってください。 また、この場合は新規の利用者としての取扱いとなるため、ケアプラン作成におけるアセスメントからの一連の業務が必要となります。
11	R1.7.5	福祉用具貸与	短期入所中の福祉用具貸与について	①短期入所が長期(30日以上)にわたる場合は、福祉用具貸与(歩行者、車いす、褥瘡予防マット等)は可能か。 ②「基本的には短期入所生活介護事業所の用具を使用すべき」というのは長期の短期入所の場合でも適用されるのか。	①福祉用具貸与は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的としています。また、短期入所生活介護事業所は、サービスを提供するために必要な設備・備品を備えておくこととなっています。 このため、1月の間に居宅での生活が全く見込めない利用者については、その月の福祉用具貸与費を算定することはできません。 ただし、居宅利用のために貸与を受けた福祉用具が利用者に合わせて調整されており、利用者の希望がある場合には、短期入所生活介護事業所に持ち込み継続して利用することは可能とし、短期入所生活介護費と福祉用具貸与費を同時に算定して差し支えありません。この場合は必要性などを担当者会議で検討の上、支援経過等に明記してください。 ②長期利用の場合も適用されます。

介護サービス関係 Q&A集(廿日市市版)

連番	受付日	サービス種別	表題	質問	回答
12	R1.7.9	訪問介護	院内における身体介護	利用者の身体状況から、ヘルパー同行での通院を考えているが、院内介助部分を介護保険で算定することは可能か。	院内介助は基本的には院内のスタッフで対応されるものですが、適切なケアマネジメントを通じ、院内介助の必要性が確認される場合には、例外的に算定対象となります。次のことを担当者会議で検討の上、検討内容の記録をしてください。 ①院内介助が必要であることを確認する 【利用者が介助を必要とする心身の状態である場合の例】 ・認知症等のため常時見守りが必要な場合 ・他科の受診のため院内の移動に支援を要する場合 (実際に介助を行った時間のみ算定可) ②院内介助が必要である場合、医療機関における対応状況を確認する 院内介助は原則、院内スタッフにおいて行われるものです。院内スタッフでの対応の可否、必要なサービス内容等を医療機関に確認し、記録してください。
13	R1.10.7	居宅介護支援	地域密着型通所介護⇄通所介護の変更について	通所介護事業所が定員変更により地域密着型通所介護となるが、利用者のケアプランは軽微な変更として取扱ってよいか。	本来、サービス種別が変更となる場合は軽微な変更として取り扱うことはできませんが、目標が変わらず、利用者の状況以外の原因による「単なる事業所の変更」を行った結果、通所介護から地域密着型通所介護に変更となる場合には、軽微な変更として取り扱いができるものとします。(地域密着型通所介護から通所介護に変更となる場合も同様)
14	R1.10.17	認知症対応型共同生活介護	居住地の変更に伴う介護サービス費の請求について	現在入居中の利用者が10月30日午前中に退去し、同日中に他市の施設へ移り、住民票も他市に移すこととなっている。10月30日の介護サービス費を請求することは可能か。	入居又は入所の日数については、原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含むため、退去日である10月30日の介護サービス費の請求は可能です。ただし、施設等が同一施設内にある場合や隣接・近接の敷地で職員の兼務等がある場合は、退所日は含まないので注意してください。
15	R1.10.18	訪問介護	「特段の専門的配慮をもって行う調理」について	糖尿病と高尿酸血症でたんぱく質、塩分、カロリー等指定がある食事を訪問介護で調理する場合、身体介護として算定することは可能か。	「特段の専門的配慮を行う調理」については、医師の指示等に基づき適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、腎臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)等を想定しています。よって、医師の指示等に基づき、管理栄養士がカロリー計算や献立表の作成を行う場合や利用者・利用者の家族や訪問介護事業所が病院等の管理栄養士から1日に摂取すべき栄養量について書面等により栄養管理指導を受け、訪問介護事業所がカロリー計算や献立表の作成を行い、当該事業所のヘルパーが特段の専門的配慮を行って調理した場合に身体介護として算定できます。
16	R1.10.18	認知症対応型通所介護	「認知症」の診断について	利用者の受入れの際の、認知症の診断や日常生活自立度について明確な定義があるのか。	認知症(介護保険法第5条の2に規定される認知症をいい、その原因となる疾患が急性の状態ではない。以下同じ)については、基本的には医師の診断書又は主治医意見書等により判断する必要がありますが、居宅介護支援事業者と連携を深めることやサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等を把握することで判断することも可能です。その場合でも、医師には確認を行い、診断名、診断日、診断した医師の氏名、確認手段、確認者氏名等がわかるように記録してください。
17	R2.1.21	訪問介護	サービス付き高齢者向け住宅に体験入所する際の訪問介護	サービス付き高齢者向け住宅に2泊3日で体験入所するが、自宅で利用している訪問介護(生活援助)を体験入所中に利用できるか。	体験利用では、住まいの本拠地として認められません。本来サービスは、利用者の状況や環境をアセスメントしてプランをたてて提供されるため、体験入所等の一時的なものに対してサービス利用することは望ましくありません。
18	R2.3.26	居宅介護支援	従業員の兼務について	居宅介護支援事業所の管理者(介護支援専門員兼務・常勤)が併設の訪問看護事業所の非常勤職員としてサービス提供を行ってよいか。	管理者が訪問看護事業所の職員としてサービス提供を行った結果、居宅介護支援事業所に常勤の職員が1名もいなくなるのであれば不可となります。管理者を含め2名以上常勤の職員がいる場合は、管理業務の支障とならない範囲内(1時間程度等)であれば管理者が訪問看護のサービス提供を行ってもかまいません。